

建設コンサルト業務の最低制限価格の範囲等の改正について(お知らせ)

輪島市が指名通知を行う建設コンサルタント業務の入札における最低制限価格については、下記のとおりとします。

記

1. 改正内容

- (1) 測量業務について、最低制限価格の範囲の上限を「10分の8」から「**10分の8.2**」とします。
- (2) 地質調査業務について、算出方法における諸経費の算入率を「45%」から「**48%**」とします。

2. 算出方法

[建設コンサルタント、建築(設備)設計、補償コンサルタント業務]

項目		改正前	改正後
最低制限価格の算出方法	建設	直接人件費+直接経費+その他の原価×0.9+一般管理費×0.48	同左 (改正なし)
	建築	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6	
	補償	直接人件費+直接経費+その他の原価×0.9+一般管理費×0.45	
最低制限価格の範囲		10分の6 から 10分の8 まで	同左 (改正なし)

[測量業務]

項目		改正前	改正後
最低制限価格の算出方法		直接測量費+測量調査費+諸経費×0.48	同左 (改正なし)
最低制限価格の範囲		10分の6 から 10分の8 まで	10分の6 から 10分の8.2 まで

[地質調査業務]

項目		改正前	改正後
最低制限価格の算出方法		直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務×0.8+諸経費×0.45	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務×0.8+諸経費× 0.48
最低制限価格の範囲		3分の2 から 10分の8.5 まで	同左 (改正なし)

※上記の合計額に消費税及び地方消費税を加算

3. 適用日

平成31年4月1日以降に指名通知を行う入札から適用します。